

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- ・市条例：奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第23号）

○障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I－1＊ 基本方針	指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する障害者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものであるか。		☐	☐	基準省令第49条	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
I－2 暴力団の排除	事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	
II－1＊ 従業者の員数	次に掲げる基準を満たしているか。 ・医師（健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上） ・看護職員（指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上） ・生活支援員（指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で利用者の数を4で除した数以上）（うち1人以上は常勤） ※看護職員が常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上置いている指定療養介護の単位については、置いている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を、生活支援員に含めることができる。 ・サービス管理責任者（利用者の数が60以下の場合は「1以上」、利用者の数が61以上の場合は「1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」）（うち1人以上は常勤） ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合には、推定数による。 ※指定療養介護の単位＝指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 ●【解釈通知第2-2(3)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●サービス管理責任者＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」	○「看護職員」＝「看護師、准看護師又は看護補助者」 常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C A÷B＝（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人） 資格証の写し等が事業所で保管されているか。 【減算適用】 ・看護職員及び生活支援員について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・サービス管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、サービス管理責任者欠如減算有り。	☐	☐	基準省令第50条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項	【基準省令第50条第1項、第3項、第5項、第6項】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第50条第2項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
	指定療養介護事業所の従業者（医師及び看護職員を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者、又は指定療養介護単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。		☐	☐	基準省令第50条第4項	・生活支援員及びサービス管理責任者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	特例適用（「指定医療型障害児入所施設の人員基準を満たす」場合に「指定療養介護の人員基準を満たす」とみなす）施設においては、医療型障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供しているか。	○「指定入所支援」＝「都道府県知事が指定する障害児入所施設又は指定発達支援医療機関にて行う障害児入所支援」	☐	☐	基準省令第50条第7項	
	特例適用（「指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保している」場合に「指定療養介護の人員基準を満たす」とみなす）施設においては、指定発達支援医療機関の設置者であり、療養介護と指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているか。		☐	☐	基準省令第50条第8項	
Ⅱ－２＊ 管理者	指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 ●【解釈通知第4-1-(7)1】管理上支障がないと言える場合は、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合等である。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第4-1(7)2】指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護事業所の管理者は医師でなければならない。	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	☐	☐	基準省令第51条	・管理者の雇用形態が分かる書類 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
	指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。		☐	☐	市条例第6条	
Ⅲ－１＊ 設備	指定療養介護事業者は、医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。 ●【基準省令第52条第3項】指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準省令第52条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第52条第1項	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
	指定療養介護事業所の設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものであるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。		☐	☐	基準省令第52条第2項	
Ⅳ－１＊ 内容及び手続きの説明及び同意	指定療養介護事業者は、支給決定障害者が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第3-3(1)準用】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	職員の員数等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	基準省令第9条第1項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第77条】利用者との間で当該指定療養介護の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該事業の経営者が提供する指定療養介護の内容 ・当該指定療養介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・指定療養介護の提供開始年月日 ・指定療養介護に係る苦情を受け付けるための窓口		☐	☐	基準省令第9条第2項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他利用者に交付した書面
IV-2* 契約支給量の報告等	指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 ●【解釈通知第4-3(1)1】受給者証記載事項 ・当該事業者及び事業所の名称 ・当該指定療養介護の内容 ・契約支給量 ・契約日等 ・当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合には、その年月日 ・当該契約に係る指定療養介護の提供が途中で終了した場合には、当該月で既に提供した指定療養介護の日数 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をした際は、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 受給者証記載事項の変更に際しては、指定療養介護の提供に係る契約が成立した際と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第53条第1項	・受給者証の写し
IV-3 提供拒否の禁止	指定療養介護事業者は、正当な理由なく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-3(3)準用】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定療養介護を提供することが困難な場合 ・入院治療が必要な場合	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。	☐	☐	基準省令第11条準用	
IV-4 連絡調整に対する協力	指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。		☐	☐	基準省令第12条準用	
IV-5* 受給資格の確認	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	最新の受給者証を確認しているか。	☐	☐	基準省令第14条準用	・受給者証の写し
IV-6 介護給付費の支給の申請に係る援助	指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者からの利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第15条第1項準用	
			☐	☐	基準省令第15条第2項準用	

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－7＊ 心身の状況等の把握	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	☐	☐	基準省令第16条準用	・アセスメント記録 ・ケース記録
Ⅳ－8＊ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第17条第1項準用	・個別支援計画 ・ケース記録
	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第17条第2項準用	
Ⅳ－9＊ サービスの提供の記録	指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 ●【解釈通知第4-3(2)1】サービスの提供の記録事項（記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。） ・当該指定療養介護の提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	基準省令第53条の2第1項	・サービス提供の記録
	指定療養介護事業者は、指定療養介護のサービスの提供の記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。		☐	☐	基準省令第53条の2第2項	
Ⅳ－10 指定療養介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとしているか。		☐	☐	基準省令第20条第1項準用	
	指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額、療養介護医療費（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費（Ⅳ－11「利用者負担額等の受領」における取扱をすること。）		☐	☐	基準省令第20条第2項準用	
Ⅳ－11＊ 利用者負担額等の受領	指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第54条第1項	・請求書 ・領収書
	指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び療養介護医療費の支払を受けているか。	○「療養介護医療費」＝「指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は障害者総合支援法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額」	☐	☐	基準省令第54条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定療養介護事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額、療養介護医療費（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費	領収証の控え等は事業所で保管しているか。 ○「その他の日常生活費」＝「日用品費のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」	□	□	基準省令第54条第4項	・領収書
	指定療養介護事業者は、次に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 ・日用品費、その他の日常生活費 ●【基準省令第54条第3項】指定療養介護事業者は、利用者負担額、指定障害福祉サービス等費用基準額及び療養介護医療費の支払を受けるほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用の額のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 ・日用品費 ・その他、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（●【解釈通知第4-3(3)3】具体的な範囲については「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。）	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。 その他の日常生活費については、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしているか。	□	□	基準省令第54条第5項	【基準省令第54条第5項】 ・重要事項説明書 【基準省令第54条第3項】 ・請求書 ・領収書
IV－12 利用者負担額に係る管理	指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しているか。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	○「利用者負担額等合計額」＝「指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額、又は、障害者総合支援法第70条第2項において準用する障害者総合支援法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額、の合計額」	□	□	基準省令第55条	
IV－13＊ 介護給付費の額に係る通知等	指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。		□	□	基準省令第56条第1項	・通知の写し
	指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。		□	□	基準省令第56条第2項	・サービス提供証明書の写し

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－14 指定療養介護の 取扱方針	指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	○「療養介護計画」＝「指定療養介護に係る個別支援計画」	☐	☐	基準省令第57条第1項	
	指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。＜令和6年度改正事項＞				基準省令第57条第2項準用	
	●【<u>解釈通知第4-3(6)①</u>】利用者の意思決定の支援については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。＜令和6年度改正事項＞ ・本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 ・職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ・本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び嗜好を推定する。 また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。		☐	☐		
	指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	基準省令第57条第3項	
Ⅳ－15＊ 療養介護計画の 作成等	指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	【減算適用】 療養介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合は、 <u>個別支援計画未作成減算有り。</u>	☐	☐	基準省令第58条第1項	・個別支援計画 ・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ＜令和6年度改正事項＞、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	○「アセスメント」＝「利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握」	☐	☐	基準省令第58条第2項	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第58条第3項	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。		☐	☐	基準省令第58条第4項	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・指定療養介護の目標及びその達成時期 ・指定療養介護を提供する上での留意事項等 また、この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。 ●【解釈通知第4-3(7)②】サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含め、療養介護計画の原案を作成し、療養介護計画に基づく支援を実施するものである。	サービス等利用計画の期限が切れていないか等、サービス等利用計画との整合性を確認しているか。（ただし、サービス等利用計画の丸写しとならないように注意。） アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第58条第5項	・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに＜令和6年度改正事項＞、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。 ●【解釈通知第4-3(7)②ア】個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、やむを得ない場合については、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。＜令和6年度改正事項＞	療養介護計画の作成に係る会議の記録を作成しているか。	☐	☐	基準省令第58条第6項	・サービス担当者会議の記録
	サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。		☐	☐	基準省令第58条第7項	・個別支援計画
	サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等＜令和6年度改正事項＞に交付しているか。 ●【解釈通知第4-3(7)②ウ】サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた療養介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第58条第8項	・利用者に交付した記録 ・個別支援計画
	サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。 ●【解釈通知第4-3(7)②エ】モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。＜令和6年度改正事項＞	○「モニタリング」＝「療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントも含む。）」 モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第58条第9項	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のないかぎり、次に掲げるの方法により行っているか。 ・定期的に利用者に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること		☐	☐	基準省令第58条第10項	・モニタリング記録 ・面接記録
	療養介護計画の変更に際しては、療養介護計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第58条第11項	・第58条第2項から第7項に係る確認資料
IV－16＊ サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。		☐	☐	基準省令第59条第1項第1号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。		☐	☐	基準省令第59条第1項第2号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・サービス提供の記録
	サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。		☐	☐	基準省令第59条第1項第3号	・他の従業者に指導及び助言した記録
	サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第59条第2項	
IV－17 相談及び援助	指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第60条	
IV－18 機能訓練	指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。		☐	☐	基準省令第61条	
IV－19 看護及び医学的管理の下における介護	看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	基準省令第62条第1項	
	指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第62条第2項	
	指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		☐	☐	基準省令第62条第3項	
	指定療養介護事業者は、次に掲げる支援のほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。 ・看護及び医学的管理の下における介護 ・排せつの自立について必要な援助 ・おむつの取り替え		☐	☐	基準省令第62条第4項	

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。		☐	☐	基準省令第62条第5項	
Ⅳ－20 その他のサービスの提供	指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うことに努めているか。		☐	☐	基準省令第63条第1項	
	指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会の確保に努めているか。		☐	☐	基準省令第63条第2項	
Ⅳ－21＊ 緊急時等の対応	従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	基準省令第64条	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録
Ⅳ－22 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ・偽りその他不正な行為によって、介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき		☐	☐	基準省令第65条	
Ⅳ－23 管理者の責務	指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	基準省令第66条第1項	
	指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に療養介護の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第66条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－24＊ 運営規程	指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・利用定員 ・指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第4-3(16)1】利用定員は、複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 ●【解釈通知第4-3(16)3】サービス利用に当たっての留意事項は、利用者側が留意すべき事項（入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。 ●【解釈通知第3-3(20)6準用】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 ・虐待の防止に関する責任者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） ・基準省令第40条の2第1項（準用）の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること ●【解釈通知第4-3(16)5】その他運営に関する重要事項は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続及び苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。	通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。	□	□	基準省令第67条	・運営規程
IV－25＊ 勤務体制の確保等	指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第4-3(17)1】指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者については次に掲げる事項を明確にすること。 ・日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第10条】指定療養介護事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。	記載項目が漏れていないか。	□	□	基準省令第68条第1項	・従業者の勤務表
			□	□	基準省令第68条第2項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
		研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	□	□	基準省令第68条第3項	・研修計画、研修実施記録

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(22)4準用】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）		☐	☐	基準省令第68条第4項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
IV-26 * 業務継続計画の策定等	指定療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(23)2準用】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症のまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）	☐	☐	基準省令第33条の2第1項準用	・業務継続計画
	指定療養介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ●【解釈通知第3-3(23)3準用】業務継続計画に係る従業員に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(23)4準用】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	基準省令第33条の2第2項準用	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		☐	☐	基準省令第33条の2第3項準用	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
IV-27 * 定員の遵守	指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	【減算適用】 利用定員からの超過数次第では、定員超過利用減算有り。	☐	☐	基準省令第69条	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－28＊ 非常災害対策	指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		☐	☐	基準省令第70条第1項	・非常火災時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ●【市条例第11条第2項】指定療養介護事業者は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。		☐	☐	基準省令第70条第2項	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
	指定療養介護事業者は、非常災害に備えるために定期的に行う避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第70条第3項	・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－29＊ 衛生管理等	指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 ●【解釈通知第4-3(20)1】指定療養介護事業者は、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じる必要がある。このほか、次に掲げる点に留意するものとする。 1感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 2特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジネオラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。 3空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 ●【解釈通知第4-3(20)2ア】感染対策委員会の構成メンバーは、幅広い職種により構成する。事業所外の感染管理等の専門家を経験者として積極的に活用することが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 ●【解釈通知第4-3(20)2ア】感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的に開催する必要がある。 ●【解釈通知第4-3(20)2イ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、日常の支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第4-3(20)2ウ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時には必ず感染対策研修を行うことが重要である。なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第4-3(20)2エ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年2回以上定期的に実施するものとする。		□	□	基準省令第71条第1項 基準省令第71条第2項	・衛生管理に関する書類 ・衛生管理に関する書類 ・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-30 * 掲示	指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 ●【基準省令第72条第2項】指定療養介護事業者は、重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定療養介護事業所の見やすい場所への掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	基準省令第72条第1項、第2項	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
IV-31 * 身体拘束等の禁止	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ●【<u>解釈通知第3-3(26)①準用</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。＜令和6年度改正事項＞	○「身体拘束等」＝「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」 【減算適用】 身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	☐	☐	基準省令第35条の2第1項準用	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ●【<u>解釈通知第3-3(26)①準用</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	☐	☐	基準省令第35条の2第2項準用	・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	指定療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施 ●【<u>解釈通知第3-3(26)2準用</u>】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所に従事する幅広い職種により構成する。なお、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、身体拘束適正化検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【<u>解釈通知第3-3(26)2準用</u>】身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である＜令和6年度改正事項＞が、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。なお、<u>身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞</u> ●【<u>解釈通知第3-3(26)3準用</u>】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【<u>解釈通知第3-3(26)4準用</u>】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。	【減算適用】 基準省令第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合は、<u>身体拘束廃止未実施減算あり。</u>	☐	☐	基準省令第35条の2第3項準用	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－32＊ 秘密保持等	指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		☐	☐	基準省令第36条第1項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	基準省令第36条第2項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いのか。	☐	☐	基準省令第36条第3項準用	・個人情報同意書
Ⅳ－33＊ 情報の提供等	指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。		☐	☐	基準省令第37条第1項準用	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。	☐	☐	障害者総合支援法第76条の3	
Ⅳ－34 利益供与等の禁止	指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		☐	☐	基準省令第38条第1項準用	
	指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。		☐	☐	基準省令第38条第2項準用	
Ⅳ－35＊ 苦情解決	指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	基準省令第39条第1項準用	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定療養介護事業者は、提供した指定療養介護に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第39条第2項準用	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第3項準用	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第4項準用	・都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、必要があると認めるときに、都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第5項準用	・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定療養介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。		☐	☐	基準省令第39条第6項準用	・都道府県等への報告書
	指定療養介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 ●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。		☐	☐	基準省令第39条第7項準用	・運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
IV－36＊ 事故発生時の対応	指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 2事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は障がい福祉課に提出すること。 事故には至らなかったが、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	☐	☐	基準省令第40条第1項準用	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第40条第2項準用	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	基準省令第40条第3項準用	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－37＊ 虐待の防止	指定療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-3(31)1準用】虐待防止検討委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要である。なお、虐待防止検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(31)1準用】虐待防止検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、<u>虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</u>＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(31)2準用】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(31)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(31)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。なお、<u>当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」別紙2の別記2－4の3(3)の研修に参加することが望ましい。</u>＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 <u>虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。</u> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。	□ □	□ □	基準省令第40条の2準用	・委員会議事録 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者を配置していることが分かる書類
IV－38 地域との連携等	指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と交流に努めているか。		□	□	基準省令第74条	

障害福祉サービス等自主点検表（療養介護）（令和6年9月27日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－39＊ 記録の整備	指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	基準省令第75条第1項	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。 【指定療養介護の提供に関する諸記録】 ・療養介護計画 ・指定療養介護のサービス提供の記録 ・基準省令第65条に規定する支給決定障害者に関する市町村への通知に関する記録 ・指定療養介護の提供に関する身体拘束等の記録 ・提供した指定療養介護に関する苦情の内容等の記録 ・指定療養介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限（5年間）の記載が誤っていないか。	☐	☐	基準省令第75条第2項	・療養介護計画 ・サービス提供の記録 ・支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録